

船舶事故等調査報告書

平成24年11月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012函第39号
事故等種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成24年7月29日 12時05分ごろ
発生場所	北海道羽幌町天売島北西方沖 天売島灯台から真方位294° 37.8海里（M）付近 （概位 北緯44° 41.6′ 東経140° 31.0′）
事故等調査の経過	平成24年7月31日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第七十八 ^{すみよし} 住吉丸、89トン
船舶番号、船舶所有者等	HK2-18883（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、天売島北西方沖の漁場において、いか一本釣り漁のため、船首を西に向け、船首からパラシュート型シーアンカー（以下「パラアンカー」という。）を投じ、船長がその展張状況を監視していた。</p> <p>船長は、パラアンカーが潮流等により流され、浮き球が船体中央部にある操舵室の右舷側付近に浮遊しているのを視認し、浮き球を船首方に移動させるために機関を後進にかけた。</p> <p>船長は、本インシデント時、平素と異なりパラアンカーのたこ綱根元のより戻し部に小型浮き球を取り付けていたが、小型浮き球を取り付けたことを失念していたため、小型浮き球が船尾の推進器付近に流されていることに気付かなかった。</p> <p>本船は、船長が機関を後進としたところ、平成24年7月29日12時05分ごろ、天売島灯台から真方位294° 37.8M付近において、推進器にパラアンカーの小型浮き球、たこ綱、サルカン等が絡み付いた。</p> <p>船長は、プロペラシャフトにはロープガードが取り付けられていたものの、重量約10kgの鋼鉄製のサルカンも絡み付いていたので、航行不能と判断した。</p> <p>本船は、船長が船舶電話で118番に事態を通報し、海上保安部の巡視船にえい航されて北海道留萌市留萌港に入港した。</p> <p>船長は、入港後、ダイバーに依頼して推進器に絡んでいたパラアンカーを取り除いた。</p>

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>パラアンカーには、海上平穏時のみ、浮力調整のため、たこ綱根元のより戻し部に小型浮き球を取り付けていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり あり</p> <p>本船は、天売島北西方沖の漁場でパラアンカーを船首から投入した際、船長が、パラアンカーの展張状況を監視していたところ、浮き球が船体中央部付近に浮遊しているのを視認し、浮き球を船首方に移動させようとしたものの、パラアンカーの小型浮き球が潮流等により船尾方に流されていることに気付かずに機関を後進にかけたことから、パラアンカーが推進器に絡み付き、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、本インシデント時、たこ綱根元のより戻し部に小型浮き球を取り付けたことを失念していたことから、浮き球が船体中央部付近に浮遊していることを視認した際、小型浮き球が船尾の推進器付近に流されていることに気付かなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、天売島北西方沖の漁場でパラアンカーを船首から投入した際、船長が、パラアンカーの展張状況を監視していたところ、浮き球が船体中央部付近に浮遊しているのを視認し、浮き球を船首方に移動させようとしたものの、パラアンカーの小型浮き球が潮流等により船尾方に流されていることに気付かずに機関を後進にかけたため、パラアンカーが推進器に絡み付いたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本インシデント時、より戻し部に小型浮き球を付けていたように平素と異なる手順により作業を行う場合は、その差異によって生じる影響に十分注意を払いながら作業を行うこと。